

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造
Author(s)	藤原, 翔太
Citation	史学研究 , 305 : 181 - 202
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055689
Right	
Relation	



ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造

藤原 翔太

はじめに

フランス革命は封建的諸特権の廃止により官職売買を禁止し、官職をあらゆる国民に開放した。議員だけでなく地方行政官や治安判事なども公選となり、聖職者民事基本法が公布されると、司教と司祭もまた選挙で選ばれた。これに対して、ナポレオンは選挙を嫌ったとよくいわれる。なるほど、ナポレオン時代の統治体制を象徴する共和暦8年ブリュヴィオーズ28日法（1800年2月17日）によれば、県行政の責任者である知事とその直属の郡長は第一統領によって任命され、人口5,000人未満の町村の町村長もまた知事によって任命された。ナポレオンが選挙を嫌い、任命制を好んだといわれる所以である⁽¹⁾。

しかし、ことはそう単純ではない。共和暦8年憲法、共和暦10年憲法（共和暦10年テルミドール16日元老院決議）、そして共和暦12年からはじまる帝政が人民投票によって承認されたことは夙に知られている。そのうえ、ナポレオン時代を通じて、選挙制度が形を変えながらも常に維持されたという事実もまた認められる。ナポレオンは革命の伝統である選挙制度を全面的に否定することはなかったのである。では、なぜナポレオンは選挙制度を放棄せず、それを維持する必要があると考えたのか。また、いかにしてそれを維持できると考えたのであろうか。すなわち、革命に起源を持つ選挙制度のどの点を引き継ぎ、あるいは拒絶したのか、そして、新たな選挙制度はいかなる理論的根拠に基づいて制度化されたのか、という疑問がそこから浮かびあがる。本稿の目的は、これらの問いに答えつつ、ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造を明らかにすることである。

従来、ナポレオン時代の選挙制度は必ずしもよく構想されたものではなく、選挙は極めて形骸化され、内実を伴わないものであったと考えられてきた。しかし、それは実証的研究により証明された事実ではなく、むしろナポレオン体制の権威主義的性格から導き出されたイメージに基づくものであった。こうした潮流が長らく支配するなか、1980年ようやくコッポラーニによって、ナポレオン時代の選挙制度に関する最初の包括的な研究成果が発表された。コッポラーニは実証的かつ詳細な事例研究によって、それまでの通説とは異なり、ナポレオン時代の選挙制度がほぼ定期的に実施されたことを明らかにしている。さらに、コッポラーニは県・郡選挙

人団の活動実態に関する膨大なデータを収集・分析し、それらが実際にはよく機能していたと結論している。にもかかわらず、ナポレオン時代の選挙制度に対する彼の評価は概して否定的なものであった。選挙人団が憲法の諸規定に則って実際に活動したとしても、それはあくまで候補者の提案権しか持たず、最終的な任命権を備えるのは政府であるから、「選挙の喜劇」でしかないというのである⁽²⁾。

しかしながら、ナポレオン時代の選挙制度ははたして本当に単なる「喜劇」でしかなかったのであろうか。近年、ナポレオン時代の選挙制度に改めて注目するクルックとデュンヌはこのような評価に反論を試みている。とりわけ、彼らが批判するのは、コッポラーニが豊富な事例から選挙人団の実証研究を試みたのとは対照的に、小郡集会（一次選挙集会）に関する研究では、いくつかの小郡の事例にとどまっている点である。後述するように、ナポレオン時代の選挙制度は小郡集会と県・郡選挙人団の二段階構成をとっており、ナポレオン時代の選挙制度の全体を評価するには、小郡集会についてもよりいっそうの実証研究が必要となるはずである。ブルゲ・ルヴェイルもまた、「ナポレオン体制の人気は、人民投票の結果だけでなく、一次選挙集会への市民の参加からも測られなければならない」と指摘しており、依然としてこの課題は残されたままである⁽³⁾。

そのうえ、クルックとデュンヌによれば、コッポラーニはナポレオン時代の選挙制度を考えるうえで、本質的な問題に答えていないという。すなわち、「もし選挙が『喜劇』でしかないならば、どうして行政当局と国民はこの煩雑な作業に多大な時間を割いたのであろうか」との問いである。実際、コッポラーニが選挙の「喜劇」を語る時、そこにはすでに民主主義が定着した現代からの時代錯誤的な評価が入り込んでいるといわざるをえない。民主主義の目的論的な歴史叙述の陥穽にはまっているといってもよい。現実には、革命・ナポレオン時代はともに、投票権の基準（納税額、識字能力、男子普通選挙）、選挙方法（直接または間接、二段階または三段階、選挙集会または個人投票）、立候補の有無など、民主主義を実現するにあたって様々な試行錯誤がみられた時代である。マサルスキーはそれを「民主主義の即興」と評している⁽⁴⁾。革命を経て、国民が主権を有する国家が創設されるなかで、国民はこの主権をいかに行使すべきなのか、という問いが常に革命家とナポレオン時代の高官たちの念頭にはあったのである。そうであれば、ナポレオン時代の選挙制度がいかなる理論に基づいて構築されたか、それは実際にいかに機能したか、そして国民はそれにいかなる態度を取ったのか、改めて検討しなければならない⁽⁵⁾。

1 革命期の選挙制度

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造を理解するには、革命期における選挙制度の生成と変容の歴史的展開をまずは検討しなければならない。革命期の選挙制度

については近年頃に研究が進んでいるが、なかでもクルックの業績は革命期のフランス全国における選挙制度の運用を一望するうえで、常に参照軸となっている。そこで、本章では主にクルックの研究に依拠しつつ、革命期の選挙制度の特質を見通すことにしたい⁽⁶⁾。

1789年春、全国三部会の開催のために各地で選挙が実施された。それまでもペイ・データでは、団体的編成原理に基づき独自の論理で地方三部会議員が選出されてきたが、この度はいくつかの例外を除き、ペイ・デレクションにて「選挙区」として用いられたバイヤージュ（またはセネショセ）を単位とする選挙に従うことになった。聖職者と貴族の代表は各身分内で直接選出された。しかし、第三身分の代表選出では、全ての農村共同体と同職ギルドが参加できたので有権者の数が多く、まずは予選会が開催された。また、原則として小教区ごとに2人の代表を送ることができたので、農村共同体の過剰代表がみられた。ピゴール地方三部会を例にとると、当初、三部会における第三身分代表は、諸溪谷共同体と諸都市のみが議席を有する特権を備えていたのに対し、平野部の多数の小教区は三部会で代表されることはなかった。そのため、地域代表性の欠陥についてはすでに批判がみられた。これに対して、全国三部会の召集に向けた予備選挙では、大多数の農村共同体が代表を派遣でき、1789年4月におよそ540人の代表がタルプ市に一堂に集められた。彼らが事実上の「二次選挙人」となり、全国三部会に派遣される2人の議員の選出を担ったのである⁽⁷⁾。

したがって、すでに全国三部会の召集段階で団体的編成原理からの一定の乖離がみられたことになる。そのうえ、ここでは革命期に引き継がれる二段階選挙制度の起源も確認される。実際、1789年のバイヤージュ（またはセネショセ）に集められた第三身分の選挙人の総数は、1790年の県選挙人（二次選挙人）のそれ（およそ4万5,000人）とほぼ同数であった⁽⁸⁾。

革命が勃発し、憲法制定国民議会が設立されると、ただちに市民権に関する議論がなされた。その結果、市民は政治的主権を行使しうる能動市民とその権利を備えない受動市民に区別され、能動市民はさらに3つのカテゴリーに区分された。すなわち、第一に、25歳以上で、地方で3日分の賃金に相当する直接税を納めることで投票権を持つ者、第二に、10日分の直接税を納め、市町村の官職と県選挙人の被選挙権を有する者、最後に、およそ50リーヴル相当の直接税を支払い、議員に選出されることができる者である。91年憲法体制下における能動市民は、全人口のおよそ15%と見積もられ、およそ400万人の成人男性に投票権が与えられたことになる。そのうち、10日分の直接税を支払い、被選挙権を有した者は250万人と想定され、能動市民の半数以上を数えたが、議員に選ばれる権利を持つ者はせいぜい40万人程度（10分の1）にすぎなかった。ただし、その後、激しい抗議がみられ、後者の制限は91年憲法の条文から削除された⁽⁹⁾。

1790年1月、全国で市町村選挙が実施された。その後、一次選挙集会に相当する小郡集会が召集され、二次選挙集会を構成する県選挙人の選出を担った。こうして選ばれた県選挙人が、県やディストリクト（郡）の行政官や司法官を直接選出した。1790年における最初の選挙では、一次選挙集会での投票率はおよそ40%を数えた。しかし、翌年にはすでに選挙に対する市民の熱も冷め、投票率は20%程度に落ち込んだようである⁽¹⁰⁾。

1792年8月10日事件による王権の停止直後から、投票権及び被選挙権の納税額に基づく制限は撤廃された。しかし、93年憲法は施行されなかったため、その後も直接普通選挙は実施されず、間接選挙が維持された。それでも、1792年8月中旬に召集された一次選挙集会と市町村選挙は、革命の10年間で最も民主的なものであった。21歳以上で、1年間小郡に居住し、使用人を除き自らの収入で生計を立てる男性に投票権が認められたのである（600万人と想定される）。国民公会議員の選挙に向けて実施された一次選挙集会では、投票率はおよそ15%で、1791年から引き続き低下している。しかし、この度は有権者数が増加しているため、1791年に比して、実際に選挙に参加した人数は増加している。なお、1792年には政治結社による選挙キャンペーンの影響が強く、投票率は農村部よりも都市部で高い傾向を示した。その結果、それまで地域代表性に配慮して、県全体や各郡がよく代表される形で議員や行政官が選出されていたのに対し、都市部出身者が多く選出されることになった。地域の利害（個別利害）を代表することよりも、ナシオンの利害（一般利害）のために革命を前進させることが重視され、都市部ブルジョワジーが優先的に選出されて、革命の主たる原動力となっていくのである。革命のはじめにみられた地域代表性への配慮はこうして失われることになった。地方行政における地域代表性が再び取り戻されるには、ナポレオン時代を待たなくてはならない⁽¹¹⁾。

テルミドールのクーデタにより、革命独裁が解体され、95年憲法が制定された。民衆層に対する不信が高まり、普通選挙はもはや支持されなかった。二段階選挙制度も維持された。ただし、投票権の年齢制限は21歳に引き下げられたままであった。一方で、新たに登録された有権者には識字能力が求められたが、これは施行されなかった。能動市民と受動市民という用語はもはや使用されず、投票権を有するには直接税の支払いが要求された。有権者の総数はおよそ500万人と想定される。したがって、95年憲法は91年憲法に比して、投票権の制限はより緩やかであった。ただし、被選挙権に関しては、二次選挙人に選出されるのに、100～200日分の賃金に相当する不動産の所有が要求され、有産者寡頭支配的な性格が強まった。それにより、せいぜい100万人のフランス人しか被選挙権は付与されなかったのである。1791年には被選挙権を持つ者は250万人を数えたから、かなり厳格な規定であったことがわかる⁽¹²⁾。

95年憲法体制下では、革命独裁への回帰に対する警戒から、毎年の選挙が予定さ

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造（藤原）

れた。しかし、中道政治を目指す総裁政府は、最初の議会選挙から「3分の2法」を可決したことで、選挙民の失望をもたらした。そのため、はじめから一次選挙集会における投票率は低く、11%にすぎなかった。また、95年憲法では、農村部の村行政当局が廃止され、小郡行政当局に組み込まれた。したがって、市町村レベルの選挙は各村から小郡行政当局に派遣される代理人と補佐役のみの選出に限られた。それでも、総裁政府下の選挙は決して無視できるものではなく、この時期の選挙集会では、党派間の争いが明確な形をとって現出したのである。選挙キャンペーンが実施され、党派的性格の強い出版物が地方で多く刊行された。さらに、1797年に一度だけ実施された立候補制度もまた、選挙の分裂を引き起こす結果となった⁽¹³⁾。この点で、ゲニフェイによれば、総裁政府の選挙制度は「近代的な意味で、民主政治の見習いの最初の段階」をなしたのである⁽¹⁴⁾。

かくして、王党派やネオ・ジャコバン派の選挙キャンペーンにより、毎年、選挙結果が文字通り左右され、その都度、総裁政府は選挙結果を無効にしたので、国民の全般的な不信を招くことになった。ジャコバン・王党派の影響を受け、不安定な政権運営を迫られた総裁政府に見切りをつけ、権力を集中し、国民の信用をとりつける新たな統治体制を模索する者たちがシェイエスを中心に結集した。のちに「ブリュメリアン」と呼ばれる彼らは革命期の選挙のあり方を反省し、新たな選挙制度を模索することになる。

2 共和暦8年憲法下の選挙制度—人民投票制度と名士リスト制度—

革命独裁に対する強い反省から創設された95年憲法体制は、極めて分権的な性格を備える統治体制であり、また毎年おこなわれる選挙により、権力の集中を抑制しようとした。しかし、結果として、いまだ根強い勢力を持ち、絶対王政の復活を目論む王党派や、かつて山岳派独裁を支持し、市民の平等のためには所有権の侵害も辞さないネオ・ジャコバン派が躍進する度に、総裁政府は選挙結果を無効にするクーデタに頼らざるをえなかった。こうして総裁政府は国民の信用を失ったのである。総裁政府を打倒したブリュメリアンは、国民の信用に基づく新たな統治体制を構築しなければならなかった。そこで用いられたのが人民投票制度と名士リスト制度である。

(1) 人民投票制度

人民投票制度を考案したのはナポレオン体制ではない。すでに93年憲法と95年憲法の承認において、人民投票制度によって民意が問われていた。しかし、ブリュメール18日のクーデタ後、新体制によって採用された人民投票制度にはこれまでにないある革新がみられた。1799年12月12日から13日の夜にかけて、共和暦8年憲法がフ

ランス人民の承認に付されることが決定され、翌日、人民投票の条件を規定する法律が可決された。それによると、憲法の条文が記載された書類とともに、2冊の登録簿（承認の登録簿と否認の登録簿）が、各自治体、行政機関、裁判機関に送付された。そして、3日間の投票期間が設けられ、有権者（600万人を想定）が好きな時間に訪問し、憲法を承認するか否か、登録簿に記載するとされた。革命期には、選挙や人民投票は常に選挙集会で組織されていたので、市民が個人的に投票したい時間を選べるというのは斬新であった。さらに、投票では登録簿への署名が求められており、この点も初めてのことであった。革命期には秘密投票が一般であったが、発声による投票もしばしば使用されていた。そのうえ、集会における投票では、選挙キャンペーンを組織する「少数派」が市民の投票に過度に影響を与える懸念が指摘されていた。内務大臣のリュシアン・ボナバルトは、人民投票制度のこの革新性について、「個人投票の始まりは、騒々しい集会の影響を遠ざけることで、全市民に大きな自由を与えることになった」と自賛している⁽¹⁵⁾。

人民投票は1800年1月まで続き、結果がパリに集められた。少数の否定票（1,562票）は政府の想定内であった。実際、1793年と1795年の人民投票でも、否定票はそれぞれ1万2,766票と4万9,979票で、今回よりも多かったとはいえ、投票総数の0.7%と4.5%にすぎなかった。むしろ政府が落胆したのは150万程度の賛成票しか集まらなかったことである。これは、1795年の人民投票（約110万票、有権者の20%）よりも多かったが、1793年（約180万票、有権者の34%）よりも少ない数字であった。そのうえ、有権者の26%程度しか憲法に賛同していないとなると、新体制の正統性に疑義が呈される虞があった。新体制は少なくとも国民の過半数から信任を受けなければならないと考えられていた。そこで内務大臣は票の水増しにとりかかる。まず、人民投票に参加できなかった軍隊の構成員全員が憲法を承認するとして約55万の賛成票と、各県に7,000～1万4,000票（計90万票）を水増しさせたのである。かくして、1800年2月7日、統領政府は憲法が301万1,007票の賛成、1,562票の反対により承認されたことを公表した。この数字は、有権者の過半数が憲法を受け入れたことを意味していた。なるほど、民主主義的な観点からは当然のことながら認められないこの賛成票の水増し行為であるが、そのこと自体、新体制の存立の正統性が何よりも、世論の支持であることをブリュメリアンが示そうとした証である⁽¹⁶⁾。

ところで、ウォロックによれば、1802年の人民投票こそ、フランスの歴史上最初の人民投票に他ならないという。1793年、1795年、1800年と民意が問われたのは統治体制（憲法）そのものであったが、1802年および1804年のそれは、ナポレオンその人の肩書きと権力のみに関わるものであった。その意味で、1802年（終身統領政）と1804年（世襲帝政）の人民投票は、それ以前とは性格を異にしていた。なお、1800年の人民投票では約150万票の水増しがなされたが、1802年と1804年の人民投票においてはさしたる水増しも必要なく、約360万の賛成票が投じられた。国民の

大多数の信任を得て、ナポレオンの権力はさらなる強大化をみせることになる⁽¹⁷⁾。

（2）名士リスト制度

共和暦8年憲法は人民投票で批准された。では、実際に統治体制が構築されるに際して、どのようにそれに国民の信用を付与すべきか。この問題に答えるために、シェイエスを中心となって考え出したのが名士リスト制度である。この制度の概要は以下の通りである。すなわち、まず600万人の有権者が60万人を選出し、コミューン名士リストを作成する。ついで、コミューン名士リストに登録された60万人の市民が互選により6万人を選出して県名士リストに登録する。最後に、県名士リストに登録された6万人が互選により6,000人を選出・登録する全国名士リストを作成する。こうして三種類の名士リストが作成されるが、コミューン名士リストに登録された者はコミューンおよび郡の、県名士リストは県の、全国名士リストは中央の公職ポストの被選挙権を有し、統治権力（第一統領、元老院、知事）によって任命されることができた⁽¹⁸⁾。

このような名士リスト制度であるが、注目すべき点が2つある。第一に、有権者の総数が600万人と想定されていることからわかるように、基底部には男子普通選挙（使用人や浮浪者は除く）が認められた。この点で、革命期に達成された普通選挙の原理がここで再確立したことになる。第二に、しかしながら、市民は選挙により公職者を直接選出する権利を失った。これは革命の伝統からの離反である。いったん名士リストが作成されると、3年毎に死亡または不在の登録者の空席を埋めるために召集される以外に、市民が選挙に関わることは想定されなかった。ただし、市民は信用に値しないと判断した者に関しては、リストから削除できる権利を保持した。シェイエスにとって、市民の政治的平等の原理は決して犠牲にできるものではなかった。しかし、市民全体が選挙に直接的な影響を与えることができるとすれば、総裁政府期にみられた不安定な政権運営が再び生じるに違いない。共和制を守りたくとも、市民がまだ共和制を支えるには十分に成熟していないと判断されたのである。そこでシェイエスは、市民が選挙に参加しつつも、選ばれる者を決定するのではなく、提案する権利に置き換えることで、この問題を解決できると考えた。しかし、いかなる政府も市民の信用なしには統治することはできない。であれば、市民の信用に値する人物のなかから統治権力が公職者を任命すれば、何の問題もないはずである。こうした論理に基づいて、シェイエスは名士リスト制度を作り出したのである。まさに、それは「信任は下から、権力は上から」の理念を如実に示すものであった⁽¹⁹⁾。

シェイエスにより創造された名士リスト制度は、一見すると複雑で非効率ではあったが、ブリュメリアンからほとんど批判されることなく、共和暦8年憲法により設立されることになる。彼らの期待するところを名士リスト制度が保証してくれ

ると考えられたからである。では、ブリュメリアンはこの制度に何を期待していたのであろうか。ブリュメリアンの1人で、名士リスト制度に理論的根拠を与えたとされるレドレルによれば、「三段階の選挙によって創設される3つの名士階層は…組織された世論をなす」という。では、ブリュメリアンが抱く世論観とはいったいいかなるものであったか。ここでは、レドレルの『国民の多数者、それが形成される仕方、それを認識しうる手段、そして世論の理論について』（以下『世論の理論』）と『代表統治について』を参照しながら、名士リスト制度創設の背景にあるレドレル（及びブリュメリアン）の世論観を明らかにしておこう。実際、名士リスト制度はシェイエスに由来するものではあるが、それが精緻化されるにあたり彼が相談していたのがこのレドレルに他ならなかった⁽²⁰⁾。

レドレルの世論観は、階層的な構造をとり、かつ循環的である。レドレルによれば、社会にはまず、一般的な感情に基づいた民衆層の諸意見が存在する。「自然的多数者は、感情ないし意見として、自覚をし、自らをつくるのである。人民の存在が自身によって感じられるようになると、人民は苦悩したり楽しんだりするのである。すなわちそのとき人民が体験するのが感情である。そしてそれは一般的感情である」。しかし、一般的感情を備える民衆が自然的多数者であり、したがって国民の多数者であるとしても、彼らが政治的決定に積極的に参加することは想定されない。政治的決定を下し、自然的多数者を従わせるのは富と才能ある人々である。正確を期すれば、それは財産を備えることにより知性と教育を手にした教養ある階層である（「知性と教育は、財産の段階にしたがって社会の構成員の間に分配されており、そしてそれらは、一般的には、所有に比例するのである」）。なぜなら、一般的感情は政治に関する世論とは性質を異にするのであるから。レドレルによれば、一般的感情は、「人民のうちの最も貧困で最も偏狭な階層のうちで生まれるが、それは常に、才能ある人々や財産家たちへと上昇していく」。反対に、「世論は、ピラミッドの頂上をその源泉とし、また常に下位の階層へと下降していく」。すなわち、「富と才能ある人々は…一般的感情を吸い込み、世論を打ち出す」のである⁽²¹⁾。

この点について、レドレルは非常にわかりやすい説明をくわえている。「子どもなど家族の者が、厄介なことになりそうな一切のことを母であり配偶者である女性に知らせる。その女性は、それを家長に報告することになる。そうになると家長は、家長間で行動しあい、問題を検討しあい、議論しあうのである。不安の最中で最も幸福な人に助けを求めさせる本能により、すぐに、これらのゆとりある所有者は、豊かな人々に、豊かな人々はさらに富裕な人々に警鐘を鳴らす…そして、才能があり天才である最高の執政者に訴えかけ、彼に一般的感情を告げるのである」。極めてパターンリスティックな図式であるが、一般的感情はこうして無知の民衆層から教養ある人々のところへ上昇するとみなされた。その過程において、教養ある階層が一般的感情を汲み取るなかで、それは洗練され、収斂され、真の問題点が抽出さ

れて、その改善の方向性が明らかとなる。彼らは、そうして自らの意見を形成し、公に表明することで、ついに世論がはじまるのである。そして今度は、この世論が逆方向に下降することで、多くの人々に広まることになる。すなわち、一般的感情の上昇過程と世論の下降過程の階層的な循環構造こそがレドレルの世論観であった⁽²²⁾。

このように、財産と知識によって秩序化された世論観を備えるレドレルであるが、しかしながら、安藤が的確に指摘するように、レドレルにあってはこの世論には政治的受動性が色濃くみられた。レドレルは、第一統領宛の手紙において、「どこに世論があるかを把握し、それがどのようなものであるかを定期的に示すには、組み合わせられた情報システムを確立することです」と述べている。すなわち、世論が先行して政府の行動を規定するというよりも、「最高執政者」たる政府こそが、尊重すべき「世論」を認識し、真に公益にかなうものを汲みあげることが想定されていたのである⁽²³⁾。

以上の世論観から構築された選挙制度こそが名士リスト制度である。レドレルによれば、民衆層は社会において個別利害を認識しており、そこから一般的感情を発する存在である。社会に散在する諸利害を認識できる点で、彼らは政治にある程度まで参加することが可能である。その結果、普通選挙が支持される。しかし、民衆の一般的感情を汲みとり、改善方向を提示して世論を作り上げるのは富裕で教養ある階層でしかない。したがって、実際に統治すべきは財産と教養を備える者でなければならない。この点は、三段階の濾過を経ることにより、民衆層とのパターンリステックな関係を構築する人物、すなわち名望家層が候補者としてリストに記載されることで達成される。しかし財産により秩序化された世論のなかから、真に公的有用性を備えるものを認識・選択し、公益にかなう政治を主導できるのは統治権力だけである。そうであれば、作成された名士リストから公職者を任命するのは統治権力ということになる。かくして、「信任は下から、権力は上から」の理念にしたがい、大多数の国民の信用を根拠にした統治権力の確立を可能にする選挙制度がここに構築されたのである。

こうしてみると、レドレルの世論観とそれに基づく選挙制度は、統治権力の肥大化と整合するかのように見える。しかし、レドレルが実は、名士リスト制度にナポレオンの権力抑止をも期待していた点を忘れてはならない。レドレルがナポレオンに対する対抗権力として期待したのは何よりも元老院であった。共和暦8年憲法により設立される3つの議院（護民院、立法院、元老院）のうち、元老院には名士リスト制度で作成された全ての名簿が集められ、公職任命の差配者としての役割が期待された。事実、元老院には、全国名士リストから、護民院および立法院の議員や統領の後継者を指名する権限が与えられていた。元老院は政治的パトロナーージュの中枢をなしたのである。ブリュメリアンはこのような元老院を、新体制において「自

らを代表する最高の形態」とみなしていた⁽²⁴⁾。

一方で、レドレルは残る2つの議院（護民院と立法院）に関しても、名士リスト制度によって議員が選抜されることで、真に国民を代表する機関へと作り上げようとした。レドレルが名士リスト制度を「三段階」に設定したのには意味がある。実は、これは革命時代の議員の代表性に対する批判に応答するものであった。レドレルによれば、91年憲法および95年憲法において、ある県の被選者が、彼自身の県だけではなく全国民を代表するというのは正しくないという。なぜなら、県の被選者は、彼を知っている彼の選挙人のみの信任を得ているにすぎない。そうであれば、新しいシステムにおいては、各県の名士が共通の1人の代表者について意見が一致した場合に、代表者は真に「全国的」となるのである。したがって、レドレルにとって、議員が本当の意味で国民を代表するには、名士リスト制度は三段階で構成されなければならなかった。もしコミューン名士リストからの互選により作成された県名士リストから議員が選出されれば、理論上、彼らは単に県住民しか代表していないことになる。県名士リストに登録された県名士の互選を経ることにより作成された全国名士リストにおいて、ようやく公職任命者は国民の代表性を獲得することができた。さらに、名士リスト制度の基礎には普通選挙が存するのであるから、今や議員は真の意味で国民の代表となりえたのである⁽²⁵⁾。

シェイエスとレドレルの共同作業によって作り上げられた名士リスト制度は、国民の大多数の信用を統治権力に付与するための選挙装置であった。総裁政府の反省を踏まえつつ、普通選挙が再建された。しかし、山岳派独裁に回帰することは許されないので、彼らは結局、階層的な選挙制度を構築し、財産と教養を備え、住民とのパトロン＝クライアント関係をつむぐ階層、すなわち名望家層による公職の独占を期待したのである。また、行政権力の肥大化を抑止するために、公職任命の事実上の権限を元老院が握り、かつ三段階の選挙を経ることで、議員に国民を代表する性格を与えたのである。ブリュメリアンが名士リスト制度に期待していたのは以上のことであった。しかし、そのような思惑はナポレオンの意志と完全には合致しなかった。当初、名士リスト制度に異論を挟まず受け入れたナポレオンであったが、彼の権力が確固たるものになるにつれ、名士リスト制度に対する批判を展開し、はやくも共和暦10年憲法により名士リスト制度は廃止されることになるのである。

3 共和暦10年憲法下の選挙制度—小郡集会と県・郡選挙人団—

ナポレオンは名士リスト制度を批判し、より民主的で直接的な選挙制度を創設することが適切であると考えた。ナポレオンによれば、名士リスト制度では、人民は自らが主権者であると十分に感じるができなかった。「人民を満足させるには、人民が主権を実際に行使していると感じさせなければならない。議員だけでなく、

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造（藤原）

市町村会議員さえも、人民の参加なく、5,000人とか5万人とか50万人のリストのなかから選ばれたとき、どうして人民は自らを主権者であると信じるだろうか」というわけである。諸当局と人民が強固なつながりを持つことで、統治権力はいっそう安定することができるだろう。実際、ナポレオンは、「統治の安定のためには、人民が選挙でより多くの部分を受け持つことが必要であるし、人民が現実に代表されることが必要なのである。そのときにこそ、人民は諸制度に結集するであろう。それなくしては、常に無関心しか残るまい」と述べている。すなわち、ナポレオンは体制と人民をより直接結びつける形の選挙制度が構築されなければならないと考えていたのである⁽²⁶⁾。

かくして、共和暦10年憲法（1802年8月4日）は名士リスト制度による公職者の選任方法を修正した。同憲法によると、県と郡を単位にして、それぞれ小郡集会によって選ばれる選挙人団が創設された。小郡集会はフランスで出生・居住し、21歳以上で、市民登録簿に記載される男性によって構成された。小郡集会により、県選挙人団と郡選挙人団が選出されたが、県選挙人については、上位高額納税者600人のなかから選ぶことが義務づけられ、しかも終身資格が与えられた。さらに第一統領には、県・郡選挙人をそれぞれ追加任命する権限が与えられ、追加任命された県選挙人であれば、各県の高額納税者上位30人のなかから選ばれた。このようにして選出された県選挙人団と郡選挙人団が、議員や県会議員の候補者を政府に提案し、そのなかから任命されることになった⁽²⁷⁾。

共和暦10年憲法によって規定される新たな選挙制度には、金権的な基準が導入され、かつ第一統領の介入の余地が大きく残された。しかし、小郡集会は21歳以上の男性の集合を想定しており、基底部には普通選挙が維持されたのである。小郡集会は革命期の一次選挙集会に相当するものである。したがって、ナポレオンは名士リスト制度を廃止して小郡集会に基づく選挙を開始することで、革命期に創始された選挙の「見習い期間」を延長させ、さらにはその裾野を広げたことになるであろう。それゆえ、小郡集会はナポレオン時代の政治文化を知るうえで重要な考察対象となるはずである。ところが、クルックが認めるように、小郡集会に関する研究はこれまで十分に取組みされてきたとはいえない⁽²⁸⁾。そこで以下では、小郡集会の具体的な活動を明らかにするために、まずはオート・ピレネー県を主たる事例として取り上げ、クルックの一連の研究と比較しながら、ナポレオン時代の小郡集会の活動実態を検討してみたい。

（1）小郡集会

小郡集会を取り仕切るのは、政府により任命された議長である。小郡集会の開催が決定されると、議長は小郡に居住する各10人の最年長コミュン名士と最高納税者コミュン名士で構成されるリストから、2人ずつ指名し、計4人の開票立会人

を任命する。ついで、議長と開票立会人により、小郡のコミュン名士が集められ、書記の投票にとりかかる。このようにして形成された小郡集会の執行部が、県・郡選挙人、治安判事、及び人口5,000人以上の都市の市会議員の選挙を主宰する。投票者の定足数は以下のように定められている。すなわち、投票開始から6時間で4分の3以上、9時間で半数以上の有権者が投票を済ませていれば、投票所を閉鎖し、開票に取りかかることができる。また、投票開始から36時間が経つと、投票者数が何であれ開票が開始される。選出されるには絶対多数票を獲得しなければならず、同数の場合には、より高齢の人物が選出される。2回目までの投票で絶対多数票を獲得した者がいなければ、2回目の投票で最多票を獲得した候補者間で決選投票がおこなわれる⁽²⁹⁾。

共和暦10年憲法により、投票権は郡の市民登録簿に記載された21歳以上のフランス人男性に認められた。しかし、この規定は即座に適用されたわけではない。現実には、1806年まで市民登録簿は修正されることなく、コミュン名士リストに記載された者のみが、小郡集会に参加したのである。移行期にあたるこの時期には、即座に普通選挙を再開することに躊躇がみられた。実際、最初の小郡集会において名士リストの使用を要求したのは、名士リスト制度を廃止に追い込んだナポレオンその人であった。「なぜなら、それ（名士リスト）は人民の作品であり、無用であってはならない大きな働きの成果であるから。そのうえ、それはよい選択をするのに十分な数の…名前を含んでいるから」である。

その結果、オート・ピレネー県では、他県と同様に、名士リストに登録された人々のみが小郡集会に召集された。たとえば、共和暦13年の議員選挙に向けて、県・郡選挙人団を形成するために小郡集会が召集された際、ルルド小郡集会では、同小郡に居住する284人のコミュン名士のみが有権者として宣言されている。そのうち、実際に投票したのは149人であった（52.5%）⁽³⁰⁾。同年、サン・ペ小郡集会では、有権者として登録された市民は31人しか数えない。にもかかわらず、投票開始から6時間で4分の3以上（24人）の有権者が投票を済ましている（77.4%）⁽³¹⁾。

1806年1月17日デクレにより、全国で市民登録簿が修正されると、このような状況はようやく変化をみせる。たとえば、1811年の議員選挙に向けて、県・郡選挙人団の空席を補充するために小郡集会が召集されたとき、アルジュレス小郡のヴィルロング（Villegongue）セクションでは、9月16日に1回目の投票がおこなわれ、103人の投票者数を数えた。有権者はおよそ110人と推定されるので、同セクションでは、ほぼ全ての有権者が投票したことになる⁽³²⁾。アルジュレス小郡の各セクションの投票が集計された結果、1回目の投票ではいくつかのポストでどの候補者も絶対多数票を獲得せず、各セクションで2回目の投票が実施された。その際も、ヴィルロングのセクションでは85人の投票者数を数えている⁽³³⁾。ところで、同セクションはヴィルロング村居住者のみで構成されていたようである。1806年の人口調査に

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造（藤原）

よると、同年のヴィルロング村の人口は534人である。したがって、村民の約20%が有権者として市民登録簿に記載されていたことになり、コミュン名士だけが問題でないことは明らかである。

同セクションにおける投票者名簿が残存しているので、それにより、1回目の投票者103人の職業構成を明らかにすることができる。すなわち、農民 (laboureur または cultivateur) 61人 (59%)、織工 (tisserand) 11人 (10.7%)、仕立て屋 (tailleur) 6人 (5.8%)、石工 (maçon) 5人 (4.9%)、指物師 (menuisier) と錠前屋 (serrurier) が各々3人 (3.9%)、その他14人である。彼らの財産レヴェルを正確に知ることはできないが、その職業から、彼らの多くが民衆層であったことが推察される。実際、投票者のなかには日雇い労働者 (journalier) さえみられたのである。そのうえ、同名簿には、自ら署名できない投票者の代わりに代筆した係員の名前が記載されており、それによれば、103人の投票者のうち30人だけが自ら署名していた。したがって、約7割の投票者は識字能力がなかったことになるが、この数字は、当時のピレネー地方における識字率をよく反映したものである。同セクションでは、投票権を有する民衆層、とりわけ多数の自ら署名できない人々もまた小郡集会に出席し、投票していたことになるであろう⁽³⁴⁾。

むろん、ヴィルロングのセクションは特異な事例であるかもしれない。たとえば、1810年に開催されたアロー (Arreau) 小郡の各セクションでは、投票者数がしばしば定足数に達さなかった。サランコラン (Sarrancolin) セクションでは、1回目の投票において、初日 (9月15日) に定足数に達さず、19日になってようやく有権者の半数以上が投票している⁽³⁵⁾。アルシザン (Arcizan) セクションでは、初日の15時まで投票した有権者が半数に達さず、投票は翌日に延期された。しかし、翌日にも定足数に至らず、時間切れとなり、それまでに投じられた票が集計された。投票者数は206人であった。それでも、アロー小郡集会では、郡選挙人と治安判事の候補者への投票が割れ、3回目の投票までもつれている。最高納税者600人のなかから選ばなければならない県選挙人の選挙においては、小郡内の候補者の少なさから、投票が分裂する可能性はほぼなかった。これに対して、郡選挙人や治安判事候補者の選挙では、潜在的な候補者間の対立が投票を過熱させる傾向にあった。とくに、治安判事は小郡において住民間の調停と和解の役割を果たす重要なポストであるうえに、報酬が認められていたことから、他の選挙以上に候補者間の激しい対立を引き起こしたのである⁽³⁶⁾。

アルシザンのセクションにおいては、2回目の投票で容易に4分の3以上(286人)の有権者を集め、3回目には403人も的人数を記録している。ところで、もし286人を有権者の4分の3と仮定した場合、計算上、403人という数字は市民登録簿に記載された有権者の数を上回ることになる。この点については、議事録も懐疑的で、「登録簿への記載は、おそらく403で止められた」と述べている⁽³⁷⁾。アロー小郡全

体でも、投票の回を追うごとに、選挙活動は活発になった。1回目の投票の集計(1810年9月25日)では、諸セクションの投票者数の合計は1,085人であったが、2回目(9月28日)には1,380人、3回目(9月30日)には1,539人を数えている⁽³⁸⁾。アロー小郡の人口は、1806年に6,672人であるので、3回目の投票では、小郡人口の約23%(有権者の9割以上)が投票に参加したことになる。候補者が絞られるにつれて、小郡集会における選挙活動は過熱し、多数の民衆が投票したのである。

なお、9割以上の投票率がみられる小郡は、オート・ピレネー県だけでなく、フランス全国においてもまれであった。クルックとデュヌヌによれば、小郡集会で名士リストが利用されていた時期に、投票率はフランス全国で一般に6割程度、1807年以降、普通選挙が実際に適用されると、投票率は低下する傾向にあった。たとえば、ヴァール県(1810年)とピレネー・ゾリエントアル県(1811年)では投票率は20%にすぎず、西部のヴァンデ県(1810年)やモルビアン県(1812年)に至っては、10%を超えるのも難しい状況であった。逆に、東部の諸県、オ・ラン県、ランド県、オート・ヴィエヌヌ県では、投票率は40%と比較的高い数字がみられた。したがって、フランス全国で地域差がみられたのであるが、さしあたり一般的な傾向として、パリを含む大都市よりも農村部において、小郡集会での高い投票率が確認できる。実際、ディール県知事は、「都市部よりも農村部で、小郡集会に多くの人々が通っているのは驚くべきことである」と述べている。名望家にとって、都市部よりも農村部において有権者を集める方が容易であるというのがトラジメヌ県知事の結論である⁽³⁹⁾。

そもそも革命・ナポレオン時代において、投票は個人的な行為ではなかった。小郡集会が召集されると、農村部の住民たちは同じ村の仲間たちと一緒に小郡庁所在地に出発し、投票を終えると一緒に帰っていったのである。そうであれば、治安判事や選挙人のポストを巡って小郡内での名望家同士の争いが激化すれば、名望家による村民の動員はより積極的におこなわれるであろうし、共同体の結束が強ければ、有権者がみな投票するといったこともありえたであろう。ピレネー山脈の只中における小郡において、非常に高い投票率がみられたのは、この点から説明できる⁽⁴⁰⁾。

ところで、ナポレオン時代の小郡集会において、投票率が諸県で20~40%程度だとしても、革命期における一次選挙集会の投票率もまた30%を超えることはほとんどなかった。1792年や総裁政府期の選挙で投票率が25%もあれば高い部類に分類されるし、1799年のクーデタ前の最後の集会では投票率はせいぜい10%にすぎなかった。そのうえ、1806年以降、普通選挙が現に実施されていることを考えれば、ナポレオン時代の小郡集会への参加は、多くの人々にとって主権を行使する貴重な経験をなしたのである⁽⁴¹⁾。少なくとも、1803年から1813年まで定期的で開催された小郡集会は、選挙原則を維持しつつ、投票権を民衆層にまで拡大することで、革命期に生まれた選挙文化をフランスに根付かせるのに貢献したと結論することができよう。

（2）県・郡選挙人団

県・郡選挙人団は、小郡集会によって選出された選挙人で構成され、議員や県会議員、郡会議員の候補者を政府に提案できた。県選挙人団に関しては、すでにコッポラーニによる詳細な研究が存在し、クルックとデュンヌの研究と合わせておよそ30にのぼる県のデータが集められている。それによると、ナポレオン時代の県・郡選挙人団はともに、有権者の投票率は60%を超え、なかには70~80%（セヌ県など）に達する県もあったようである。また、時期による変化もほとんどなく、有権者の3分の2以上が常に選挙人団に出席していた。なお、革命期の二次選挙集会においても投票率はしばしば80%を超えていたのであるから、この段階における投票率の高さはナポレオン時代のみの特徴ではない。自身が被選挙人でもある選挙人同士の激しいポスト争いが投票率を押し上げたのである⁽⁴²⁾。

ところで、名士リスト制度を廃止して、県・郡選挙人団を創設したことは、国政レベルにおいて大なる転換をもたらすことになる。すでにみたように、名士リスト制度では、議員が国民の代表者になるために三段階の選挙が構想されていた。すなわち、コミュン名士リストの互選で選ばれた県名士リストから議員が選出されるのであれば、彼らは県住民のみを代表するにすぎず、県名士の互選による全国名士リストの作成が理論上必要とされたのである。しかし、今やどうか。普通選挙に基づく小郡集会によって選ばれたとはいえ、先の論理に従えば、県・郡選挙人団が彼らのなかから議員を選出したとしても、議員はせいぜい県または郡住民を代表する存在にすぎなかった。

ナポレオンはこの論理をうまく利用した。1807年に護民院が廃止され、1808年に立法に関わる議院は立法院のみとなる。同年12月、立法院の代表団が皇后を訪問したとき、皇后は「国民を代表する」と形容しながら立法院に謝辞を述べた。しかし、モントゥール紙はこの重大な「間違い」を糾弾している。すなわち、「皇后がこれらの言葉を発するようなことがあってはならない。彼女は我々の政体をよく知らなければならない。皇后は、国民の最初の代表者が皇帝に他ならないことをよく知っていなければならない」。国民を代表する者はナポレオンその人に他ならず、レドレルがあれば国民を代表する存在に仕立てあげようとした立法院議員ではもはやなかった。では立法院議員は何か。彼らは選挙人団の代表でしかなく、皇帝の言葉によれば、「諸県の代表者」にすぎなかった。だからといって、立法院の存在自体が全く意味をなさなかったかといえばそうではない。諸県の代表者で構成される立法院は、選挙を通じて、国民と皇帝のつながりを担保する存在とみなされたのである。名士リスト制度の廃止と選挙人団の創設により、立法院は国民の代表機関から地方利害の代弁機関へとその内実を変容させたのである。かくして、ナポレオンは唯一国民を代表する存在となり、彼の権力はよりいっそう強大なものとなった⁽⁴³⁾。

以上が選挙人団の創設による国政レベルにおける変化である。しかし、選挙人

団の創設は地方レベルにおいても重要な変化を引き起こした可能性がある。すなわち、郡選挙人団の創設による郡会における地域代表性の変化についてである。この点については、オート・ピレネー県の事例が示唆的である。

郡会の地域代表性は、各郡を構成する小郡を基準に、郡会議員の出身・居住小郡を検討することで明らかになる。オート・ピレネー県では、郡会は郡選挙人団による選挙に基づき実施された1811年改選を経て、各小郡によってよりよく代表された。たとえば、タルブ郡会では、1800年に11の小郡のうち4つの小郡の出身者、5つの小郡の居住者しか数えなかったが、1811年には、7つの小郡の出身・居住者により郡会が代表されている。バニエール郡会でもまた、1800年には10の小郡のうち4つの小郡の出身・居住者しか数えなかった一方で、1811年には8つの小郡の出身・居住者が郡会の議席を確保したのである。アルジュレス郡会の場合、すでに1800年の段階で5つの小郡のうち4つの小郡の出身・居住者が議席を持っていたが、1811年には全ての小郡の出身・居住者が郡会に参加している⁽⁴⁴⁾。

したがって、郡会の地域代表性は、帝政期に郡選挙人団を介すことで改善されたことがわかる。1800年には1792年以降の革命の伝統を引き継いで、都市部を中心に郡会議員が任命されていたのに対し、いったん郡選挙人団が形成されると、各小郡は郡会のなかに代表者を持つことを目指したのである。最高納税者600人のなかから選ばなければならない県選挙人とは異なり、郡選挙人の選出にはいかなる制限も設けられなかった。そのため、小郡集会により選出された郡選挙人は、各々の「小郡を代表する」性格を強く備えていた。そして、そのような郡選挙人団が選出した郡会の構成には、地域代表性が強く反映される結果となったのである。郡選挙人団の創設と郡会の構成における変化の関連性については、オート・ピレネー県のみ的事例しか明らかになっておらず、まだ仮設の域を出ない。選挙人団の創設が中央及び地方レベルにおいて、議員の構成に変化をもたらした可能性については、今後の研究が必要となるであろう。

(3) 百日天下における選挙制度

最後に、その後の選挙制度の変容についてみておこう。1815年3月、エルバ島からパリに帰還したナポレオンは帝政を再建した。いわゆる百日天下である。国民の支持を再び手に入れるべく、ナポレオンはバンジャマン・コンスタンを登用し、自由主義的な性格を備える帝国憲法付加条項を制定した。帝国憲法付加条項は、以前の諸憲法と同じく、人民投票にかけられた。この度も、人民投票においては事実上の男子普通選挙が採用されたので、全人口のおよそ4分の1が投票権を有すると想定された。6月1日、帝国憲法付加条項は人民投票により採択されたが、賛成票はおよそ130万票にとどまり、終身統領政と世襲帝政の設立に関する人民投票で集められた360万票には遠く及ばなかった。それでも、有権者の5分の1以上は改めて

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造（藤原）

ナポレオンを支持したのであり、ブリュメールのクーデタ直後（賛成票150万票）の状況に戻ってきたとも考えられる。帝国憲法付加条項に関する人民投票の結果は、ナポレオンにとってひどいものであったとよくいわれるが、革命期のそれと比較しても、投票率が圧倒的に低かったわけではなかったのである⁽⁴⁵⁾。

帝国憲法付加条項では、政府勅任の終身議員で構成される貴族院と、選挙により選出される代議院の二院制が創設された。選挙においてはこれまでのように、小郡集会所と県・郡選挙人団が維持された。ただし、小郡集会所は県・郡選挙人団の空席を埋めるために、毎年開催されることが予定された。しかし、百日天下では、あまりにも短い期間のために小郡集会所が開催される猶予はなく、議員選挙においては県・郡選挙人団のみが召集された⁽⁴⁶⁾。

一方で、百日天下は、当初、予想だにされていなかった選挙制度の発明をもたらした。すなわち、人口5,000人未満の町村における町村長と助役の選出を担う選挙集会所が召集されたのである。1815年4月30日にフランス全土のコミューンで実施されたこの選挙は、1789年の精神への回帰を示していた。そのうえ、直接普通選挙に基づくそれは、それまでにフランスで経験された選挙のなかでも、最も民主的なものであった。百日天下の後、フランスでは現在まで、市町村長が直接普通選挙で選出されたことはなく、まさに歴史上の画期であったといえよう⁽⁴⁷⁾。

ナポレオン体制崩壊後、復古王政は代議院議員の選出には、厳しい納税額を課しつつも直接選挙を導入した。しかし、地方レヴェルにおける全ての選挙が任命制によって取り替えられたので、小郡集会所はもはや召集されず、市町村レヴェルの選挙も廃止された。コンスタンによれば、「400万人に、間接的で、無気力で、空想的で、常に無駄なセレモニーに限定される参加を維持するぐらいなら、人民の受託者（議員）の任命への、直接的で、活発で、現実的な参加を10万人の有権者に認める方がよっぽどよい」という。こうして、革命・ナポレオン時代の普通選挙と二段階選挙の伝統はここに潰えたのである⁽⁴⁸⁾。

おわりに

ナポレオン体制は人民主権の原理を否定することはなかった。しかし、無条件ではなく、それをどのように可能にするか、試行錯誤がめぐらされた。実際、革命独裁への回帰を恐れて設立された95年憲法体制では、権力の分散と毎年の選挙がその特質をなしていたが、不安定な政権運営をもたらす結果となった。ブリュメリアンは選挙制と任命制を組み合わせた名士リスト制度を考案し、この問題に対処しようとした。基底部には普通選挙が再建されたが、三段階の互選を経ることで、富と教養を備え、地域住民との強固なパトロン＝クライアント関係を持つ人物、すなわち名望家層が安定的に選出されることができた。また、全国名士リストに登録された

議員候補者に全国民を代表する性格を付与するためにも、三段階の選挙構成が必要とされた。そのうえ、元老院が議員や統領の任命権を備えたので、ナポレオン個人の権力が増大しないように配慮された制度が構築されたことになる。

しかし、ナポレオンは人民がより積極的に主権を行使しうる環境を作り出すことが、彼らの体制への支持を取り付けるにあたり、重要であると考えていた。ナポレオン自身の権力の正統性が人民投票によるものであることは言わずもがな、より定期的で直接的な選挙制度の構築が求められたのである。こうして設立されたのが、小郡集会（一次選挙集会）と県・郡選挙人団（二次選挙集会）であった。この二段階の選挙制度は、革命の伝統を引き継ぐものであり、かつ小郡集会では事実上の男子普通選挙が設けられたので、革命の成果が保持されたことになる。

これまでよく知られてこなかった小郡集会の活動実態を検討してみると、それが決して「喜劇」などと称されるものでなかったことがわかる。投票率は諸県で20～40%と革命期と大きく変わらず、総裁政府期と比べれば劇的な改善をみせた。そのうえ、1806年以降には普通選挙が実施されたので、このとき多くのフランス人が初めて選挙を経験したのである。確かに、彼らが選ぶことができたのは県・郡選挙人や治安判事に限られていたが、有権者の積極的な参加がみられたのであり、とりわけ名望家の動員力がものをいう農村部や山岳部では大多数の村人が小郡庁所在地に赴いて投票したのである。また、県・郡選挙人団においても投票率は革命期のそれとほとんど変わらず、県・郡選挙人は彼ら自身、議員や行政官候補者として、積極的に投票に参加したことになるであろう。そして、百日天下における農村部の町村長の住民による直接普通選挙の導入は、フランスの歴史上の画期として刻まれることになった。ナポレオン時代の選挙制度は、現代からみれば決して民主主義的とはいえない性格が散見されるとしても、当時の人々にとってみれば、革命により創始された選挙の実践に慣れ親しむ重要な経験となったのである。

以上、ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造についてみてきたが、最後に今後の研究が期待される点について言及しておこう。名士リスト制度において三段階が想定されたのには、議員に国民代表の性格を付与する必要が認められたからであるが、共和暦10年憲法により二段階選挙が再建された結果、立法院は「国民の代表」から「諸県の代表」へとその性格を変えたように思われる。そうであれば二段階選挙の再建は、革命の伝統への単なる回帰を意味しないことが予想される。選挙制度の変更が議員の構成および議会の性格・運営にもたらした影響について、さらなる検討が必要であろう。また、地方レベルでは、各小郡で選挙集会により県・郡選挙人が選出されたことで、郡会における地域代表性の改善がオート・ピレネー県で確認されたわけだが、他県との比較が求められる。七月革命を経て1833年からフランス全国で、県会は各小郡から選出される議員で構成されるようになるが、そのような地域代表性を備えた地方利害団体としての地方議会の萌芽はこのナポレオン時

代の選挙制度改革にあるかもしれない⁽⁴⁹⁾。ナポレオン時代が革命の伝統を引き継ぎつつも一線を画し、19世紀フランスにおける「本格的な名望家時代の揺籃期」であることのさらなる証明につながるであろう。

註

- (1) ナポレオン時代の知事、郡長、市町村長の関係については、拙稿「ナポレオン体制期の市町村長と地方統治構造—オート・ピレネー県の事例—」『史学雑誌』123編12号、2014年、61～89頁；Fujihara, S., « Les maires et le système administratif napoléonien - le cas des Hautes-Pyrénées - », *Annales historiques de la Révolution française*, n°392, avril-juin 2018, pp. 59-85.
- (2) Coppolani, J.-Y., *Les élections en France à l'époque napoléonienne*, Paris, 1980. コッポラーニの研究成果を手際よく紹介したものとして、永井良和『フランス投票時代の鳴動』芦書房、1999年、117～148頁。
- (3) Crook, M. et Dunne, J., « Où se situe l'apogée du régime napoléonien dans l'esprit des sujets de l'Empire ? L'apport des données électorales », Bernet, J., *1807 : apogée de l'Empire ?*, Paris, 2009, pp. 309-311 ; Crook, M. et Dunne, J., « The first European elections? Voting and imperial state-building under Napoleon, 1802-1813 », *The Historical Journal*, n°57, 2014, pp. 661-697 ; Bourguet-Rouveyre, J., « La survivance d'un système électoral sous le Consulat et l'Empire », *Annales historiques de la Révolution française*, n°346, octobre-décembre 2006, p. 27.
- (4) Massalsky, A., *Élections et politisation dans le département des Hautes-Pyrénées, 1790-1799*, Lille, 2006, p. 10. たとえば、フランス革命期に秘密投票が制度化される意義を個人主義との関係から論じたユニークな試みとして、田村理『投票方法と個人主義』創文社、2006年。
- (5) 復古王政期以降、とりわけ七月王政から第二帝政までの選挙制度の理論と実態を射程に収める重要な成果として、小田中直樹『19世紀フランス社会政治史』山川出版社、2013年。
- (6) Crook, M., *Elections in the French Revolution*, Cambridge, 1996.
- (7) Massalsky, *op.cit.*, pp. 15-25.
- (8) Crook, *op.cit.*, 1996, pp. 10-29.
- (9) *Ibid.*, pp. 35-47.
- (10) *Ibid.*, pp. 54-59.
- (11) *Ibid.*, pp. 79-91.
- (12) *Ibid.*, pp. 117-130.
- (13) *Ibid.*, pp. 130-157.

- (14) Guennifey, P., *Le nombre et la raison. La Révolution française et les élections*, Paris, 1993, p. 514.
- (15) Guennifey, P., *Le Dix-huit Brumaire : l'épilogue de la Révolution française*, Paris, 2008, p. 331.
- (16) *Ibid.*, p. 332.
- (17) Woloch, I., *Napoleon and his collaborators : the making of a dictatorship*, New York, 2002, p. 94.
- (18) ジェフリー・エリス著／杉本淑彦・中山俊訳『ナポレオン帝国』岩波書店、2008年、38頁。
- (19) Guennifey, *op.cit.*, pp. 334-335.
- (20) リュシアン・ジョーム著／石崎学訳『徳の共和国か、個人の自由か』勁草書房、1998年、175頁。
- (21) 同上（『世論の理論』）、161～163頁。
- (22) 同上（『世論の理論』）、167～168頁。
- (23) 安藤隆穂『フランス自由主義の成立 公共圏の思想史』名古屋大学出版会、2007年、160～173頁。
- (24) Woloch, *op.cit.*, p. 45.
- (25) ジョーム、前掲書（『代表統治について』）、177頁。
- (26) Menant, F., *Les députés de Napoléon*, Paris, 2012, p. 71 ; Thibaudeau, A.-C., *Mémoires sur le Consulat*, Paris, 1827, tome II, p. 289.
- (27) エリス、前掲書、43頁。ただし、立法院議員の5分の1は毎年入れ替えられるが、毎年全ての県で小郡集會が開かれるわけではない。帝国の全ての県は5群に分けられ、各群は隣接しない諸県で構成された。毎年、立法院議員を入れ替える際には、5群のうちいずれかの1群を構成する諸県において、全ての小郡集會が開催され、県と郡の選挙人団が共同で候補者を指名したのである。Coppolani, *op.cit.*, p. 191（永井、前掲書、139頁）
- (28) Crook, M., « Voter sous Napoléon. L'autopsie de l'expérience électorale du Premier Empire, d'après une enquête préfectorale sur les consultations cantonales de l'été 1813 », *Annales historiques de la Révolution française*, n°382, octobre-décembre 2015, pp. 103-122.
- (29) Archives départementales des Hautes-Pyrénées（以下 A.D.）3M/3（1808年8月付小郡集會議長への通達）。
- (30) A.D. 3M/3（1803年11月20日付ルルド小郡集會の議事録）。
- (31) A.D. 3M/3（1803年11月22日付サン・ペ小郡集會の議事録）。
- (32) A.D. 3M/3（1810年9月16日付アルジュレス小郡集會ヴィルロングセクションの議事録）。
- (33) A.D. 3M/3（1810年9月19日付アルジュレス小郡集會ヴィルロングセクションの議

ナポレオン時代の選挙制度の理論と構造（藤原）

事録).

- (34) A.D. 3M/3 (1810年9月付アルジュレス小郡集会ヴィルロングセクションの投票者名簿).
- (35) A.D. 3M/3 (1810年9月19日付アロー小郡集会サランコランセクションの議事録).
- (36) Crook, *op.cit.*, 2015, p. 112.
- (37) A.D. 3M/3 (1810年9月29日付アロー小郡集会アルシザンセクションの議事録).
- (38) A.D. 3M/3 (1810年9月25～30日付アロー小郡集会の議事録).
- (39) Crook et Dunne, *op.cit.*, 2009, pp. 315-320.
- (40) Crook, *op.cit.*, 2015, p. 119.
- (41) Crook et Dunne, *op.cit.*, 2009, p. 320.
- (42) *Ibid.*, pp. 320-321.
- (43) Menant, *op.cit.*, pp. 93-95.
- (44) A.N. F1bII/3 (オート・ピレネー県の公務員登録簿); A.N. F1bII/3 (1803年9月30日付オート・ピレネー県選挙人団により提出される郡会の候補者リスト); A.N. F1bII/3 (共和暦13年付オート・ピレネー県知事により提出される県会議員・郡会議員の候補者リスト); A.N. F1bII/4(1810年付オート・ピレネー県の郡会議員リスト); A.D. 2M/2 (オート・ピレネー県の公務員登録簿).
- (45) Crook, M., « “Ma volonté est celle du peuple” : voting in the plebiscite and parliamentary elections during Napoleon’s Hundred Days, april-may 1815 », *French Historical Studies*, n°32, 2009, pp. 624-631. 帝国憲法付加条項に対する人民の反応については、岡本明『ナポレオン体制への道』ミネルヴァ書房、1992年、338～343頁。
- (46) Crook, *op.cit.*, 2015, p.121.
- (47) Dunne, J., « In search of the village and small-town elections of Napoleon’s Hundred Days : A departmental study », *French History*, vol.29, n°3. 2015, pp. 304-305.
- (48) Crook, *op.cit.*, 2015, p.121.
- (49) 拙稿「ナポレオン時代の村会と地方自治」『史学研究』第302号、2019年、67～69頁。谷口によれば、逆に第三共和政前期においては地方議会の「政治化」がみられるという。であれば、フランス革命期と一線を画し、議会および地方議会の「地方利害団体化」がみられたナポレオン時代の後半から第三共和政前期における「政治的議会」が登場するまでの間には、同一形式のローカル政治、すなわち名望家支配のガヴァナンスが展開されたことが予想される。そして、地方議会における政治的請願の動きが第二帝政後期（1860年以降）に現実に現れつつあったことを考慮すれば、名望家支配の動揺はすでにこの時期からみられたと考えることができよう。このような長期的視点に立ち、地方行政の性格変化を見通す作業は今後の課題となる。谷口良生「議会共和政と地方の「政治的議会」—フランス第三共和政前期（1870-1914年）におけるプーシュ＝デュ＝ローヌ県の事例を中心に—」『史学雑誌』第127編第

4号、2018年、1～40頁。Le Yoncourt, T., *Le préfet et ses notables en Ille-et-Vilaine au XIX^e siècle (1814-1914)*, Paris, 2001.

【付記】 本稿は、2018-2019年度科学研究費（JP18H05623）による研究成果の一部である。

（福岡女子大学国際文理学部）